

株式会社東洋薬行と医療機関等の関係の透明性に関する指針

1. 目的

生命関連企業として患者様、国民の生命、健康に大きく関わるとともに、国民皆保険制度の元にある我が国の製薬産業においては、他の産業以上にその活動の透明性が重要であることを踏まえ、上記指針を策定する。

2. 公開方法及び時期

当社ウェブサイトを通じ、2017年度（2017年4月1日～2018年3月31日）における下記公開対象の資金の提供について公開する。

3. 公開対象となる項目と費用

A. 研究開発費等

研究開発等には、GCP省令などの公的規制のもとで実施されている臨床試験や医薬品開発の治験及び製造販売後臨床試験が含まれ、またGPSP省令、GVP省令などの公的規制のもと実施される副作用・感染症報告、製造販売後調査等の費用が含まれる。共同研究費、委託研究費、臨床試験費、製造販売後臨床試験費、副作用・感染症症例報告費、製造販売後調査費費用は各項目に明示する。

B. 学術研究助成費

学術研究の振興や研究助成を目的として行われる奨学寄附金、一般寄付金及び学会等の会合開催費の支援としての学会寄附金、学会共済金費用は各項目に明示する。

C. 原稿執筆料等

漢方生薬製剤等の医学・薬学に関する科学的な情報等を提供するための講演や原稿執筆等、コンサルティング業務の依頼に対する費用等、講師謝金、原稿執筆料、監査料、コンサルティング業務委託費費用は各項目に明示する。

D. 情報提供関連費

医療担当者に対する漢方生薬製剤等の医学・薬学に関する情報提供に必要な講演会、説明会等の費用。

講演会費、説明会費、医学・薬学関連文献等提供費は各項目に明示する。

E. その他の費用

社会的儀礼行為としての接遇等の費用。